

全農薬通報

No302

平成 28年4月 20 日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・組合員の動き等

◎行政機関からのお知らせ

- ・水銀含有農薬の適正処理に向けたご協力依頼について
- ・農薬残留状況について
- ・農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口の設置について

◎熊本地震被害者の皆さんへのお見舞い

◎全農薬ひろば

- ・ウコンサクラ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

「全国農薬協同組合」

7月15日(金)	安全協「農薬シンポジウム in 滋賀」
7月21日(木)	第43回安全協常任幹事会
8月26日(金)	安全協「農薬シンポジウム in 静岡」
9月6日(火)	安全協「農薬シンポジウム in 松山」
9月15日(木)	全農薬第276回理事会
10月21日(金)	全農薬監査会
10月26日～28日(水～金)	第4回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
11月15日(火)	全農薬第277回理事会
11月16日(水)	全農薬第51回通常総会(第278回理事会)
	安全協第39回全国集会(海運クラブ)
12月8日(木)	全農薬第279回理事会

「植物防疫関係団体」

●農薬工業会

5月18日(水) 通常総会・講演会(鉄鋼会館)

●(一社)植物防疫協会

5月24日(火) 監査会・理事会

6月10日(金) 総会(ホテルラングウッド)

●(公財)日本植物調節剤研究協会

5月12日(木) 理事会(植調会館)

5月27日(金) 評議員会・臨時理事会(浅草ビューホテル)

●(一社)農林水産航空協会

5月26日(木) 理事会

6月16日(木) 総会

●(一財)残留農薬研究所

5月31日(火) 理事会(研究所会議室)

6月21日(火) 評議員会・理事会(法曹会館)

●(公社)緑の安全推進協会

5月19日(木) 理事会(全農薬9F 会議室)

6月17日(金) 通常総会

●(公財)報農会

5月13日(金) 理事会(公益財団法人報農会 事務所)

9月14日(火) 報農会シンポジウム(北とぴあ)

1. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

日時：平成28年2月26日(金)、15:30～17:00

場所：全農薬9F 会議室

議題：

- 1) 全農薬受発注システムの組合員利用状況について
- 2) 平成28年度名簿確認
- 3) 全農薬地区会議報告
 - ① 会議資料(全農薬受発注システム関係)について
 - ② 未利用組合員との面談報告について
 - ③ 今後の対策等について
- 4) 組合員へのアンケート(まとめ)について
- 5) その他

出席者：利用メーカー、全農薬受発注センター、事務局（堀江参事）

2. 「第8回環境保全型農業シンポジウム」「第19回日本バイオリジカルコントロール協議会講演会」共催シンポジウム

日時：平成28年3月2日(水)、11:00～17:00

場所：東京大学伊藤国際学術研究センター「伊藤謝恩ホール」

主催：日本微生物防除協議会、日本バイオリジカルコントロール協議会

プログラム



千穂 氏

開会：出光興産の荒井裕治アグリバイオ事業部長の挨拶で開会

基調講演「日本産農作物の輸出促進と茶の海外輸出に対応した病虫害管理体系の構築」 野菜茶業研究所 金谷茶業研究拠点 佐藤 安志 氏

IPM 事例報告「長崎県産いちごの台湾輸出に向けた防除体系確立への取り組み」長崎県病虫害防除所 平山

特別講演「東日本大震災復興に向けた IPM 技術の活用」

～宮城県山元町太陽光利用型植物工場における事例～

宮城県 農業・園芸総合研究所 園芸環境部 伊藤博祐 氏

【IPM 事例報告】

「施設刈刈における黄化えそ病対策としての IPM 防除技術の取り組み」

アリスタライフサイエンス(株)顧問 元高知県農業技術研究センター

果樹試験場 中村 幸生 氏

「オクラでの土着天敵を活用した IPM の取り組み」

鹿児島県南薩地域振興局 田代 啓一郎 氏

「北部九州における露地ナス・IPM の取り組みについて」

アリスタライフサイエンス(株)顧問

元福岡県農業総合試験場・八女分場技術研究センター 林 三徳 氏

「リンゴ、ナシにおけるヒメボクトウ防除について」

福島県農業総合センター 果樹研究所 星 博綱 氏

【特別講演】



「IPMにおける生物防除資材の利用の現状と課題」
国立大学法人東京農工大学 理事(教育担当)・副学長
国見 裕久氏

講演終了挨拶：閉会あいさつに立ったアリスタ ライフサイエンスの小林久哉社長は、両協議会の発展的な解消と新組織“日本生物防除協議会（仮称）”の発足を表明。新しくスタートする「日本生物防除協議会（仮称）」

では、「天敵や微生物農薬、フェロモンなどの技術の標準化や啓発に向けた情報発信の強化を通じて、IPMの普及、推進を目的により一層積極的な活動を展開していく」と挨拶された。出席者：事務局（堀江参事、宮坂技術顧問）

3. 公益財団法人 報農会 理事会

日時：平成28年3月7日(月) 10:30～12:00

場所：公益財団法人 報農会 事務所

議事：

- 第1号議案 平成28年度事業計画に関する件
- 第2号議案 平成28年度収支予算に関する件
- 第3号議案 役員報酬に関する件
- 第4号議案 基本財産の取り扱いに関する件
- 第5号議案 専門委員会委員の選任に関する件
- 第6号議案 資金運用規程の一部変更に関する件
- 第7号議案 その他

出席者：青木理事長

4. 一般社団法人農林水産航空協会 理事会

日時：平成28年3月17日(木)、14時～

場所：都道府県会館 会議室

- 議案：第1号議案 平成28年度事業計画決定に関する件
第2号議案 平成28年度収支予算決定に関する件
その他

出席者：池田監事

5. 公益社団法人 緑の安全推進協会 理事会

日時：平成28年3月25日(金)、10時30分～12時

場所：全農薬9F 会議室

議事：

- 第1号議案 平成27年度事業及び収支決算(見込)報告の件
- 第2号議案 平成28年度事業計画及び収支予算承認の件
- 第3号議案 平成28年度借入金の借入最高限度額について
- 第4号議案 役員報酬の上限について
- 第5号議案 個人情報保護規定について
- 第6号議案(その他)

- 1) 会員の入会及び退会の件
- 2) 各委員会等の委員交代について

出席者：青木理事長

6. 一般社団法人 日本植物防疫協会 理事会

日時：平成28年3月25日(金)、15時～17時

場所：一般社団法人 日本植物防疫協会 会議室

議事：報告事項 平成27年度事業と決算見込みの概要

第1号議案 平成28年度事業計画及び収支予算等に関する件

第2号議案 正会員の入会承認に関する件

第3号議案 総会の日時及び場所並びに目的である項目に関する件

第4号議案 その他

出席者：青木理事長

7. 平成28年度第3回役員選考準備委員会

日時：平成28年4月13日(水)、16:00～17:30

場所：全農薬会議室

議題：

1) 第2回役員選考準備委員会の議事録確認

2) 各地区からの役員候補者の推選について

3) 今後のスケジュール確認

4) その他

出席者：小宮山役員選考準備委員長、木幡委員、金子委員、宇野委員

大森委員、松村委員、安部委員

8. 全農薬第23回執行部協議会

日時：平成28年4月14日(木)、10:30～12:00

場所：全農薬会議室

議題：

1) 理事会議決事項について

2) 理事会協議事項について

3) その他

出席者：青木理事長、宇野副理事長、北濱IT・広報委員長、金子経済

活動委員長、石黒総務委員長、大森教育安全委員長

事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）



9. 全農薬各委員会

日時：平成28年4月14日(木)、13:00～14:00

場所：全農薬会議室

「総務委員会」

議題：

1) 全農薬ビル改装工事費用(給水管交換等)について

- 2) 全農薬ビル(不動産活用)について
- 3) その他

出席者：石黒総務委員長、山本副委員長、小宮山理事、安部理事

「経済活動委員会」

議題：

- 1) 平成28年度(3月末)支部別特別奨励について
- 2) クプラビットホルテの在庫消化策について
- 3) スナップショット粒剤の拡売について
- 4) 与信管理について
- 5) 新規品目導入活動について
- 6) その他

出席者：金子経済活動委員長、木幡副委員長、栗原理事、金田理事
田中(秀)理事

「教育安全委員会」

議題：

- 1) 平成28年度支部助成金の配分(実績)について
- 2) 平成28年度支部媒体品配布(実績)について
- 3) 平成28年度農薬シンポジウムの開催(日程等)について
- 4) 平成28年度危害防止活動(キャンペーン)実施計画について
- 5) 農薬散布者用防護服の取扱について
- 6) 第4回農薬安全コンサルタトリダ-研修会(日程等)について
- 7) その他

出席者：大森教育安全委員長、橋爪副委員長、佐藤理事、松村理事



「IT・広報委員会」

議題：

- 1) 全農薬受発注システム利用拡大対策について(組合員、メーカー)
- 2) 全農薬ホームページについて
- 3) タブレット端末の利用に関するアンケートについて
- 4) その他

出席者：北濱IT委員長・広報委員長、宮崎副委員長、佐伯理事

10. 全農第275回理事会

日時：平成28年4月14日(木)、14:00～17:00

場所：全農9F 会議室

議題：

(1) 議決事項

- 1) 組合員の加入、脱退について

(2) 協議事項

- 1) 平成28年度地区会議報告と次年度について
- 2) 平成28年度執行部協議会、各委員会検討課題について
- 3) 全農ビル(不動産)の活用について

(3) 報告事項

- 1) 中間決算報告について
- 2) 平成28年度支部助成金の配分(実績)について
- 3) 平成28年度(3月末)支部別特別奨励について
- 4) 各委員会活動状況、活動計画について
- 5) 全農ビル改装工事(給水管交換、漏水防止、エレベーター内装工事等)について

(4) その他

出席者：青木理事長、宇野副理事長、北濱IT・広報委員長、金子経済活動委員長、石黒総務委員長、大森教育安全委員長、理事各位
監事各位、事務局（堀江参事、山本副参事、宮坂技術顧問）



なお、今回の理事会では農林水産省からの価格調査について議論をした。
価格調査に到った経緯は以下のとおり。

■（背景）

農業生産費コスト低減と生産資材価格の“見える化”について

自民党の「農林水産業骨太方針策定P T」や、政府の「規制改革会議」などが農業生産資材価格を問題視している。JA 間の価格競争が働かず、資材価格の引き下げが進んでいないことが問題だとしている。そこでJA 間の競争を促すため、農業生産資材価格を比較できる“見える化”を提案している。農水省生産局技術普及課の調査によると、農業者は資材コストだけで経営判断をしているわけではない。農地の立地、栽培環境、作物、販売計画など見通した上で経営に取り組む。資材費低減は確かに必要だが、農業では多角的に経営を捉えた支援が求められる。

農業生産資材価格はどう決まるのか、農業機械であれば開発費、部品代、組み立て労賃、出荷・流通経費、販売店手数料が含まれる。これに特許などを利用すれば許諾料がかかり、農家の軒先まで運べば配送料が加わる。大手企業になれば宣伝費も必要だ。部品代や組み立て労賃は固定費だが、流通経費は出荷先から販売先までの距離で大きく変わる。価格を決める要素は全国一律ではない。’

地域農協間の価格を比較するのは悪いことではない。しかし、隣のJA の資材が安いからと、時間や燃料費をかけて買いに行くのが農家経営にプラスになるとは限らない。問題は、JA には農家の経営を支える指導事業がある。農家からの指摘で、これが機能していないのが問題と言う。本来、作物の選定から、それに合った農薬・肥料、栽培・管理技術、収穫時期など農家の収益につなげるために営農指導員が相談に乗る農業資材はこうした指導とセットになって普及する。農家の利便性を追求した結果、生産資材の品目が多品目化し、専門性が高まるほど農家の選択が難しくなっている。農家にとって資材費が安いに越したことはない。ただ、農薬や肥料には食の安全、農業機械には作業の安全性が担保されていなければならない。高い安いの判断は付随するサービスによっても変わる。

コスト削減の手段はいくつもあると思う。しかし、水稻生産費に占める農薬の割合、6% のために、熊本地震で混乱している中、国がこれだけの時間と労力を使って、調査をする必要がどこにあるのだろうか。それこそ、韓国との農薬の価格を比較するなら、国会議員の数や国会議員の給料差を調べ、そちらも改善して頂きたい。との意見もあった。

単純な価格競争はどこかにしわ寄せがゆく。重要なのは、農家が納得した内容と価格、サービスでなければならないことだと思うとの内容で、調査には協力するとした。(M)



(参考)

農林水産省生産局技術普及課課長・飼料課長からの依頼文書

平成28年4月19日

全国農業協同組合

理事長 青木邦夫 殿

農林水産省生産局技術普及課長

飼料課長

農業生産資材の販売価格の調査に対する協力について（依頼）

平素より、農林水産行政の推進につき御協力いただき、ありがとうございます。

さて、現在、農林水産省では、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱（平成27年11月25日ＴＰＰ総合対策本部決定）」において「検討の継続項目」とされた、「生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し」について、議論を行っているところです。

農業者の所得向上に向け、農業者が少しでも有利に農業生産資材を調達できるよう、選択の幅を拡げていくためには、農業者が購入可能な販売店における農業生産資材の価格等に関する情報を幅広く知り、比較できるような環境の整備を進めていく必要があると考えております。

今般、農業生産資材の販売価格の把握に当たり、別添のとおり調査を実施することとしました。調査には販売に関わる関係機関の皆様の御協力が不可欠であり、貴会の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、把握しました各販売店における価格情報につきましては、農業者にとって分かりやすいように取りまとめて公表していく予定であり、その取りまとめに当たっては、貴会を始め各関係機関と確認しつつ取り進めていきますことを申し添えます。

肥料・農薬の価格調査及び調査手法について

1 調査の対象となる価格について

- (1) 単協及び商系販売店（小売店、ホームセンター）において、予約注文書やチラシ掲載価格等のように、誰もが確認できる公表された価格。
- (2) 当該価格については、当該商品の規格、用途、消費税や配送料の有無、各種割引の適用についても考慮。

2 調査手法について

- (1) 平成28年用予約注文書を収集。（上記1の価格がわかるものであれば可）
- (2) (1)がない場合（商系販売店やホームセンター）は、別添様式により、品名・メーカー名・規格・価格等の必要な項目を記入。
- (3) 調査の依頼は、単協及び小売店に対しては、団体経由（全農、全国農業協同組合、全国肥料商連合会）で行い、ホームセンターに対しては、農林水産省から行う。
- (4) 予約注文票や記入いただいた別添様式については、単協及び小売店は団体経由で農林水産省に提出するものとし、ホームセンターは農林水産省に提出。
- (5) (4)の農林水産省への提出期限は5月20日（金）。（なお、ある程度まとまった段

階で、順次提出いただいて差し支えありません。)

(6) 調査の取りまとめは、農林水産省で行う。

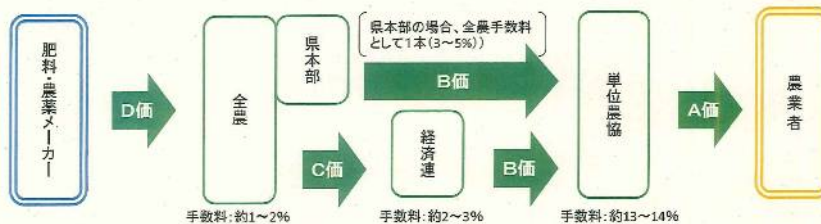
- ・ 農薬については、殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤ごとに、出荷量の多いものや、取扱店の多いものなど、収集されたデータ内容の状況を見て整理の仕方を検討。
- ・ 肥料については、複合肥料（化成肥料や配合肥料）や主要な単肥について、取扱店の多いものなど、収集されたデータ内容の状況を見て整理の仕方を検討。

※調査用紙は紙面の都合上省略

(参考)

肥料・農薬価格について

- 1 D値は実質的には、先に決定したB値(全農県本部経由の場合)やC値(経済連への販売の場合)に基づき決まる。
 - 2 全農県本部を通じた販売の場合、全農はメーカーと交渉し、単位農協への販売価格(B値)を決定。このB値は、需要の多少や販売者間の競争の大小により、県ごとに異なる(県内は同価格)。
 - 3 経済連への販売の場合、全農はメーカーと交渉し、経済連への販売価格(C値)を決定(全国一律)。また、経済連から単位農協への販売価格(B値)は、需要の多少や販売者間の競争の大小により、県ごとに異なる(県内は同価格)。
 - 4 決定されるB値、C値は、農薬の場合は運賃込みの価格。なお、肥料の場合は含まずに別途加算となる運賃は、C値は全国一律、B値は県内一律で設定。
- D値: メーカーから全農への卸価格
C値: 全農から経済連への卸価格
B値: 全農県本部、経済連から単位農協への卸価格
A値: 単位農協から農業者への販売価格
- ・ 販売者間の競争の大小等により販売価格は異なる。



■600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10（仮称）」：農業改革・輸出促進



<今後の対応の方向性>

■「日本再興戦略」で示された改革事項等を着実に実施するとともに、生産現場の周辺にある優れた知見を結集・活用し、農林水産業における生産性の徹底した向上を進める。

＜具体的な施策＞

- 農地中間管理機構の機能強化：実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する仕組みを具体化するとともに、農地保有に係る課税強化・軽減等の措置について利用促進を図る。
- 米政策改革の着実な実施：2018 年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施するとともに、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営につながる政策について検討する。
- 経営力のある農業者の育成：意欲ある農業者が、営農活動と並行して経営に必要な知識を学べる場を整備する。
- 円滑な資金供給：経営体の成長局面に対応した円滑な資金供給を行うため、事業性評価融資の定着等を推進する。
- 産業界との連携：農業界と産業界の連携の強化により、最先端のモデル的技術や高付加価値商品の開発、他産業のノウハウや経験を持つ材の農業界への移転等を推進する。
- 資材価格形成・生産物流通の改革：生産者の努力では対応できない分野である生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者に有利な流通・加工構造の確立のための検討を進める。
- スマート農業の推進：トラクターの無人走行システムの実用化、農業 IT システムの高度化等の革新的技術の導入を推進する。
- A－F I V E の機能強化：農林漁業成長産業化支援機構（A－F I V E）が農林漁業者の成長を支援するインキュベーターとしての役割を適切に果たすことができるよう、制度・運用の改善を進める。
- 輸出促進：農林水産物・食品輸出の戦略的推進について、本年秋までに新たな輸出戦略や輸出額の達成目標を取りまとめる。

組合員の動き等

1. 代表者交代（敬称略）

- 組合員名：京浜興農株式会社

（旧）羽隅弘治 ⇒ （新）羽隅莊一郎

※旧代表は代表取締役会長に（3 月 1 8 日付け）

- 組合員名：大信産業株式会社

（旧）田中康貴 ⇒ （新）田中公浩

※旧代表は取締役会長に（1 月 29 日付け）



1. 水銀含有農薬の適正処理に向けた御協力依頼について

環廃産発第 1603243 号

平成 28 年 3 月 24 日

全国農薬協同組合

理事長 青木 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



水銀含有農薬の適正処理に向けた御協力について（依頼）

平素から、産業廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 10 月に採択された水銀に関する水俣条約では、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することが求められています。また、第 189 回国会における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」において、「水銀使用製品が廃棄物となった際の適正な回収を徹底していくため、積極的な広報に努めるとともに、普及啓発を効果的に行っていくこと」が政府に対して求められています。

環境省では、平成 26 年度に不要農薬の回収事業に取り組んでいる地区の農薬協同組合（JA）等へのアンケート調査及び産業廃棄物収集運搬業者等へのヒアリング調査により、水銀含有農薬の保有状況や既存の回収スキームの実態把握を行いました。調査結果等を踏まえ、今般、水銀含有農薬の適正処理の方法、水俣条約の趣旨、水銀含有農薬の商品名の一例等を掲載して早期処分を促すリーフレットを作成しました。

つきましては、水銀含有農薬の適正処理のため、下記の点について御協力をお願いいたします。

記

- 1 農家で使用されなくなった水銀含有農薬の適正処理を促すリーフレット（別添）について、全国農薬協同組合都道府県支部を通して農薬販売店に対して周知をお願いします。
- 2 農家で使用されなくなった水銀含有農薬の適正処理に向けた環境省の取組に対し、引き続き御理解・御協力をお願いします。

以上

次ページに別添リーフレットを掲載

2. 農薬の残留状況について

1,001 検体の農産物について各々平均 5 種の農薬を分析し、のべ 4,737 種類の農薬と作物の組み合わせについて残留状況を調査しました。その結果、農薬の残留濃度は、1 検体を除き、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準値を超えていませんでした。かぶの葉 1 検体については、基準値（0.02 ppm）を超える濃度のフェントエート（PAP）（0.07 mg/kg = ppm）が検出されました。当該検体を栽培した農家をさらに調査しましたが、明確な原因は特定できませんでした。今般検出されたフェントエート（PAP）の残留状況等については引き続き注視していきます。なお、当該農作物を継続的に通常量摂食したとしても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

3. 結論

不適正な使用があった農家は 3,948 戸の農家のうち 2 戸の農家であったこと、及び残留基準値を超えた検体はのべ 4,737 種類の農薬と作物の組み合わせのうち 1 つの組み合わせであったことは、農家が適正に農薬を使用する努力をしていることを反映していると考えられます。しかし、少ないとはいえ、今回の調査において農薬の不適正な使用や残留基準値の超過が見られたことは、今後も当省や都道府県が農薬の適正使用の指導を引き続き行っていく必要があることを示しています。

調査結果を受けた対応

1. 誤った農作物に農薬を使用するなど農薬の不適正な使用が認められた農家に対して、地方農政局及び都道府県から農薬の適正使用の徹底を図るよう指導を実施しました。
2. 農薬の適正使用を推進するため、平成 27 年度も同様の調査を実施しています。

なお、添付資料は、紙面の関係から省略。

※農薬工業会安全啓発パンフレット



3. 農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口の設置について

平成 28 年 4 月 15 日

公正取引委員会

公正取引委員会は 4 月 15 日、農業分野における、農業者、商系業者等からの独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、以下のとおり専用の情報窓口を設置致しました。

〈電話番号〉

本局農業情報提供専用窓口	03-3581-3387
北海道事務所第 1 審査課	011-231-6300（代表）
東北事務所 第 1 審査課	022-225-8421
中部事務所 第 1 審査課	052-961-9425
近畿中四国事務所第 1 審査課	06-6941-2193
近畿中四国事務所中国支所第 1 審査課	082-228-1501A（代表）
近畿中四国事務所四国支所審査課	087-834-1441（代表）
九州事務所 第 1 審査課	092-431-6033
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室	098-866-0049

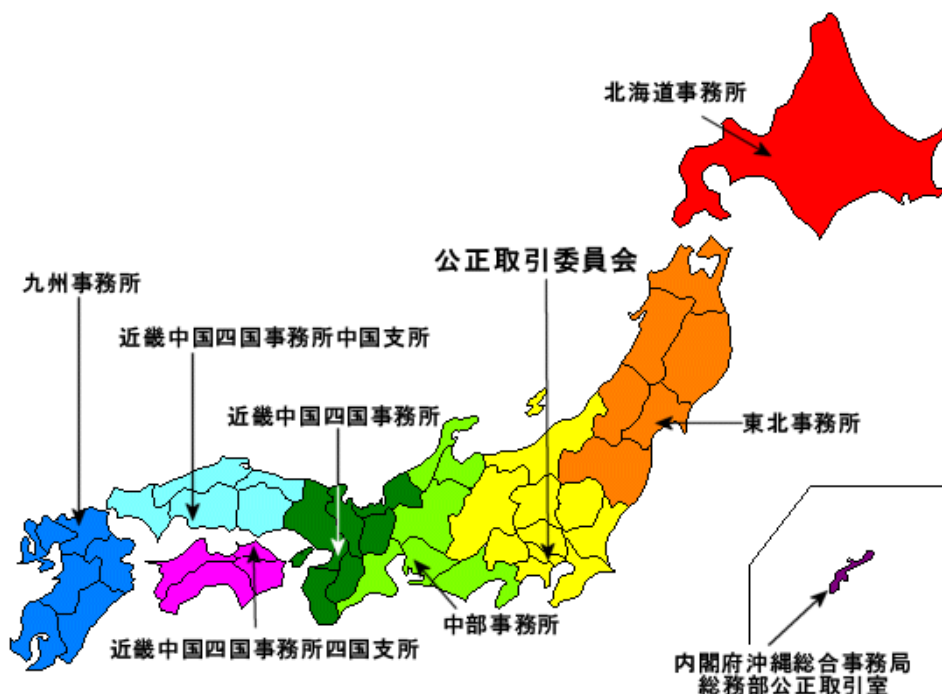
〈電話・電子メール〉

nogyo-joho@jftc.go.jp

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課

☎ 03-3581-3381（直通）

ホームページ：<http://www.jftc.go.jp/>



■ 公正取引委員会の相談・届出・申告の窓口

公正取引委員会では、独占禁止法及び下請法に関する相談・届出・申告を受け付けております。また、電話、来庁等による一般的な相談のほか、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法及び下請法）について、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、書面により回答する「**事**

[業者等の活動に係る事前相談制度](#)」を設けています。

このほか、消費者庁が所管する景品表示法に関する相談や同法違反に関する情報提供を各地方事務所・支所で受け付けております。

なお、以下の各地方事務所所在地をクリックすると事務所の所在地図にジャンプします。

[北海道事務所所在地](#)

[東北事務所所在地](#)

[中部事務所所在地](#)

[近畿中国四国事務所所在地](#)

[中国支所所在地](#)

[四国支所所在地](#)

[九州事務所所在地](#)

受付窓口は各地方事務所・支所にも設けております。お近くの事務所・支所を御利用ください。なお、窓口が混み合う場合がありますので、来局の際には担当官と事前に電話で日時を打ち合わせていただきますようお願いいたします。地方事務所・支所の所在地と電話番号は、地図上の各地方事務所・支所名をクリックすると御覧いただけます。

熊本地震被災者の皆様へのお見舞い

※ 地震の概要

まず、平成28年4月14日 21時26分頃に発生した地震（前震）と、4月16日 1時25分頃に発生した地震（本震）引き続く余震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

○地震の被害状況（総務省消防庁資料）

都道府県名	人 的 被 害				住 家 被 害				非住家被害		火災
	死者	負 傷 者			全壊	半壊	一部破損	程度不明	公共建物	その他	
		重傷	軽傷	程度不明							
	名	名	名	名	棟	棟	棟	棟	棟	棟	件
山口県							3				
福岡県		1	14				229			1	
佐賀県		4	9								
長崎県							1				
熊本県	60	270	1,042	58	1,675	1,553	2,234	約5,000	69	260	16
大分県		4	22			3	136			2	
宮崎県		3	5			1	14				
合 計	60	282	1,092	58	1,675	1,557	2,617	約5,000	69	263	16

【参考】熊本県内における死者数の内訳（熊本県より報告）

- ・警察が検視により確認している死者数 48名
- ・震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数 12名



地震前の熊本城



地震後の熊本城

ウコン（鬱金）（学名：Cerasus lannesiana 'Grandiflora'）

ウコン（サクラ）は、サトザクラ系の桜の園芸品種で、開花期はソメイヨシノより遅め



の4月中旬頃（東京）。色は緑色が弱く淡黄色である。数百品種あるサクラのうちで唯一、黄色の花を咲かせるサクラで、花弁数が15～20枚程度の大輪の八重咲きの桜である。最初は薄緑色の花びらが、徐々に花芯からピンクに変化していく。名前はショウガ科のウコンの根を染料に用いた「鬱金色（うこんいろ）」に由来し、昔から鬱金

色は帝の御召物の色とされ高貴な色として尊ばれた。その高貴な色に似た桜と言うことで、「鬱金桜」あるいは「鬱金の桜」と呼ばれる。また、別名として「黄桜」と呼ばれる。

因みに、お酒の「黄桜」の名前は、ウコンサクラの透き通るようなうす萌黄色の花びらが風に散るさまは江戸時代から風情のあるものとされており、京の鴨川・宇治川・桂川・淀川と清き流れに囲まれた伏見の地で、黄桜酒造の創業者が、この黄桜を愛し清酒「黄桜」として販売したのが始まりとのことです。



個人的には農林省農薬検査所に入った頃、このお酒の「黄桜」で「笹の会」と称し、毎週水曜日に情報交換会を開催し、宴会準備に奔走していたことは、新人時代の淡い思い出である。

さて、ウコン（サクラ）は植物分類上の新しい分類では、属名のサクラ属は「Prunus」から、「Cerasus」（ケラスス）という新しい属名になりました。

学名の Cerasus（ケラスス）はラテン語で「サクランボ」を意味し、Lannesiana はフランス人の植物学者 Lannes de Montebello（ランヌ・モンテベロ）に因む、また、Grandiflora（グランディフロラ）は大輪咲きを意味します。

写真のウコンサクラは4月10日（日曜日）皇居東御苑で撮影したものです。

※笹とは、もと女房詞（にようぼうことば）：「さけ」の「さ」を重ねた語とも、酒を中国で「竹葉」ということからともいう。女房詞とは、室町初期頃、御所や仙洞御所に仕える女房たちによって使用され始めた一種の隠語。

※“女房とは”自分の妻を指す、くだけた言い方ではなく、宮中に部屋を賜って住んだ身分の高い女官のことを“女房”と呼んだ。転じて、貴族の侍女。更に広く婦人となった。（M）

■ 花言葉：毎日の精進

（まるで、“全農薬の女性みたい”？）